

市民活動団体との協働

ページ番号 C1003567

更新日 平成27年12月22日

協働事業（飼い主のいない猫の不妊去勢手術及び猫の適正管理普及啓発事業）

外で被害を発生する猫の多くは、飼い主のいない猫（以下野良猫という）です。この猫をめぐる「猫の被害で困っている」、「猫を助けたい」といった相談が寄せられます。

猫は、処分することや別の場所に放すことが法律で禁止されています。また放置していても繁殖力が強く、不幸な命が増えてしまう一方です。

この問題に対して、まずは、猫を増やさないための「TNR活動」を実施することが有効と考え、市では、この活動をボランティア団体と協働で実施しています。

TNRとは？



Trap:捕まえて、**N**euter:不妊去勢手術をして、**R**eturn:元の場所に戻す活動です。

（注釈）TNRが済んだ猫は、目印のために耳先V字カットを施します。

猫が増えない、発情の鳴き声が無くなる、尿の臭いが減る等の効果が期待できます。

誰が行うの？

1. 専門ボランティア

Chigasaki cat's protect

（チガサキ・キャッツ・プロテクト）

茅ヶ崎市内限定で、野良猫のTNRや保護活動を実施する団体です。野良猫の捕獲・運搬・獣医師との手術調整・里親探し等を実施します。



2.地域ボランティア

野良猫が生息する地域に住み、野良猫を継続的に適正管理するボランティアです。置き餌をせずにルールを決めた餌やりや、トイレの設置、周辺清掃などを実施します。無責任に餌だけを与えている方は地域ボランティアに該当しませんので、専門ボランティアと市で適正管理を指導し、地域ボランティアへと育成します。（適正管理をせずに無責任に餌だけをあげることは禁止します。）

TNRの流れは？

野良猫が増えて被害が発生している地域において、次の手順でTNRを実施します。

（注釈）ケースによってはこの限りではありません。

地域住民への事前周知（チラシのポスティングなど）

↓

専門ボランティアによるTNR

↓

地域ボランティアによる適正管理（トイレ設置、置き餌禁止、周辺清掃など）

Q&A

Q. なんで手術した猫を元に戻すの？

A. 猫は法律で遺棄（自生できない場所に置き去りにすることなど）することが禁止されています。野良猫は保護をする等の目的以外には、原則としてその場所から移すことができません。

Q. 野良猫の正しい管理方法とは？

A. 法律の基準において、野良猫は不妊去勢手術を施し、周辺住民の理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行うなど、周辺の生活環境に配慮した管理を実施するよう努めることとしています。

Q. 野良猫に餌をあげてはいけないのでは？

A. 野良猫に餌をあげることは、法律に抵触する行為ではありませんが、無責任に餌だけを与えていると野良猫はどんどん増え、糞尿被害等が発生しますので好ましくありません。まずは不妊去勢手術を施し、置き

餌をせずに、決まった時間に最小限の餌だけを与えることが望ましいです。またトイレを設置したり、周辺の清掃を行うなど、周辺住民に配慮して行う必要があります。

Q. 地域一帯で野良猫を管理する「地域猫活動」とは何が違うの？

A. 目的に大きな違いはありませんが、「地域猫活動」は広い範囲で野良猫を管理しなくてはならないために、多くの地域ボランティアが存在する必要があります。「TNR活動」自体は地域ボランティアを要さないで、野良猫を増やさないための早期対策が可能です。更に、TNR後は、地域ボランティアの育成に努め、野良猫の適正管理を行うことで生活環境被害を軽減させます。

Q. TNR時に猫の耳をカットするのは可哀想ではないの？

A. 一見痛そうで可哀想に思えますが、TNRが済んだ目印をつけないと、見分けが付かないために、再びTNRの対象として捕獲され、手術をしてしまう場合があります。また、猫は首輪やピアス等をして脱落しやすいために、耳先カットを統一して行うこととしています。

Q. ボランティア活動に参加したいがどうしたらよいの？

A. ボランティア活動は、猫の運搬、里親探し、活動費・物資の支援、猫の一時預かり等、様々な内容がありますので、協力を申し出て頂ける方は、担当課宛にご連絡下さい。

Q. 地域に野良猫が多くて困っているが、対策をとってくれるの？

A. 「地域で猫が増えて困っている」、「無責任な餌やりをする人がいて困る」、「対策をしたいがどうしたら良いか分からない」などのご相談がありましたら、担当課宛にご連絡下さい。地域の実情により、TNRの実施や、地域住民との話し合い、地域猫活動などの対策を検討します。

その他の取り組み

公益財団法人どうぶつ基金を活用し、所有者不明猫の不妊去勢手術を実施しました。

公益財団法人どうぶつ基金は、動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設とに寄与することを目的とし、各種事業を行う団体です。

公益財団法人どうぶつ基金に寄付をしていただいた皆様に心より感謝申し上げます。

○ [公益財団法人どうぶつ基金](#) (外部リンク)

添付ファイル



[2016年保護猫たちの幸せ探し会 \(Chigasaki Cat's Protect主催\) チラシ \(PDF 582.0KB\)](#) □

関連情報

○ [Chigasaki Cat's Protect \(市民活動団体\)](#) (外部リンク)

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問：このページの内容は参考になりましたか？

- 参考になった ふつう 参考にならなかった

質問：このページの内容はわかりやすかったですか？

- わかりやすかった ふつう わかりにくかった

質問：このページは見つけやすかったですか？

- 見つけやすかった ふつう 見つけにくかった

送信

 このページに関するお問い合わせ

環境部 環境保全課 生活環境担当

市役所本庁舎2階

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話：0467-82-1111 ファクス：0467-57-8388

[お問い合わせ専用フォーム](#)

